

令和7年度与党税制改正大綱～その2～

Q：令和7年度与党税制改正大綱について、中小企業税制を中心に主な改正案を教えてください。

A：物価上昇と就業調整への対応

1. いわゆる「年収の壁」是正

(1) **基礎控除**：合計所得金額2,350万円以下の個人の控除額を58万円（現行48万円）に引き上げます。

(2) **給与所得控除**：最低保障額を65万円（現行55万円）に引き上げます。基礎控除と合わせて給与年収123万円（現行103万円）以下は所得税非課税となります。

(3) **控除対象配偶者・扶養親族の所得要件**：合計所得金額58万円（給与収入123万円）以下に引き上げます。

(4) **特定親族特別控除（仮称）**：19歳以上23歳未満の大学生年代の子等の特別控除を創設します。

給与年収 (19歳以上23歳未満の子等)	123万円以下	123万円超 150万円以下	150万円超 188万円まで
特定扶養控除	63万円	-	-
特定親族特別控除（仮称）	-	63万円	段階的に逡減

(5) **適用時期**：(1)～(4)いずれも令和7年分以後の所得税から。

2. 子育て支援税制

(1) **子育て世帯等に対する住宅ローン控除**：控除対象借入限度額の特例措置を令和7年12月まで1年延長します。

	認定住宅	ZEH水準省エネ住宅	省エネ基準適合住宅
借入限度額の特例	5,000万円	4,500万円	4,000万円

(2) **子育て対応改修工事**：所得税額の特別控除（対象工事限度額250万円×税額控除率10%）について、令和7年12月31日まで1年延長します。

(3) **子育て世帯等に対する生命保険料控除**：令和8年分の所得税で、23歳未満の扶養親族がいる場合の一般生命保険料控除（遺族保障）について、控除限度額を6万円（現行4万円）に引き上げます。ただし、各生命保険料の合計控除限度額は12万円に変更無し。

3. 老後の資産形成

個人型確定拠出年金（iDeCo）と企業型確定拠出年金（企業版DC）の合計拠出限度額を6.2万円／月（現行5.5万円／月）とします。

4. 法人版特例事業承継税制

法人版特例事業承継税制における後継者の役員就任要件について、贈与直前に役員（現行：贈与日まで3年以上継続して役員）であることに緩和します。

今後の国会審議等にご留意ください。

令和7年2月
税理士法人石井会計